

監査請求人氏名 \_\_\_\_\_ 殿

越前市監査委員 田中 育夫

同 内上 和博

同 片粕 正二郎

### 住民監査請求に係る監査の結果について(通知)

平成19年9月3日付けで提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第4項の規定により下記のとおり通知します。

#### 記

#### 第1 監査の結論

本件住民監査請求は理由がないと認める。

#### 第2 住民監査請求

##### 1 住民監査請求の趣旨

住民監査請求書の記載等により、本件住民監査請求の趣旨を、以下のとおり特定した。

市が、平成19年4月20日及び同年5月18日、地下水浄化ポンプの水位計及び流量計の修繕費として、合計117万6000円を支出したことは、違法又は不当であるので、是正を求める。

市が、の修繕費117万6000円を、地下水汚染の原因者である特定企業に請求することを怠っていることは、違法又は不当であるので、是正を求める。

市が、地下水汚染の原因者の特定のための調査(ボーリングなど)を怠っていることは、違法又は不当であるので、是正を求める。

##### 2 住民監査請求の理由

平成元年から平成2年、旧武生市大虫地区及び吉野地区の地下水において、環境基準0.03 mg/ を超えるトリクロロエチレン(以下「TCE」という。)が検出された。

平成元年ないし平成5年の福井県の調査により、旧武生市大虫地区に所在する特定事業所が、TCEの汚染源であると特定された。

しかし、市は、当該特定事業所を運営する企業に対してTCEの除去を命ずることなく、公費により、TCE除去のための揚水施設(ポンプ)を設置し、現在に至るまで、その維持・管理費用を負担している。

また、市は、揚水施設の設置・維持・管理に要する費用を、当該企業に請求していない。

なお、請求人は、平成18年、独自に、当該特定事業所の南西地区(地下水流の上流に当たる。)の地下水を調査したところ、TCEの濃度は基準値以下であり、当該特定事業所が汚染源であることが再確認された。

また、大学の専門家も、当該特定事業所が、汚染源であり、当該企業が汚染除去費用を負担すべきであると指摘している。

さらに、地下水汚染により、地元農産物に対する風評被害が懸念されるので、当該企業の負担により、早急に抜本的な汚染除去措置が講ぜられるべきである。

市は、当該企業に配慮し、原因者負担に消極的であり、その姿勢が不当である。

### 第3 監査の経緯

平成19年 9月 3日 住民監査請求受付

平成19年 9月13日 監査(環境政策課から事情聴取)

平成19年 9月26日 監査(協議)

平成19年10月 4日 監査(協議)

平成19年10月12日 監査(資料検討)

平成19年10月29日 監査(請求人に陳述及び証拠の提出の機会を付与、協議)

### 第4 判断の理由

#### 1 本件の経緯

請求人及び環境政策課が提出した資料及び環境政策課担当者の説明によれば、以下の経緯が認められる。

平成元年10月 水質汚濁防止法改正、TCEを有害物質に指定

福井県・旧武生市が、地下水調査を実施

平成元年11月 旧武生市吉野地区から、環境基準 0.03 mg/ を超えるTCEを検出

付近住民に対し井戸水飲用の自粛要請

平成元年12月 福井県が、汚染周辺地区の工場・事業所への立入調査

平成2年 9月 福井県担当者から旧武生市担当者に対し、「特定事業所が一連の地下水汚染の汚染源であると考え」との説明

(理由)

特定事業所を起点として汚染が確認されている。

特定事業所の土壌調査の結果、TCEが確認された。

当該事業所以外に、これだけの汚染を引き起こす事業所が確認されない。

平成5年 旧福井県環境センター(福井県環境センター)の年報に掲載された調査研究報告において、「特定事業所が汚染源と判明した」と記載

(理由)

地下水の上流部にあたる大虫地区の南端に電子部品製造事業所があり、地下水汚染はここから帯状に北進する形で始まっている。

当該事業所は、過去に大量のTCEを使用していた。

当該事業者が県の指導によりTCE使用施設があった場所の周辺で調査用井戸を掘削し水質検査したところ、高濃度のTCEが検出された。

フィンガープリント法による敷地内の詳細調査の結果、高濃度の汚染ブルームが発見された。

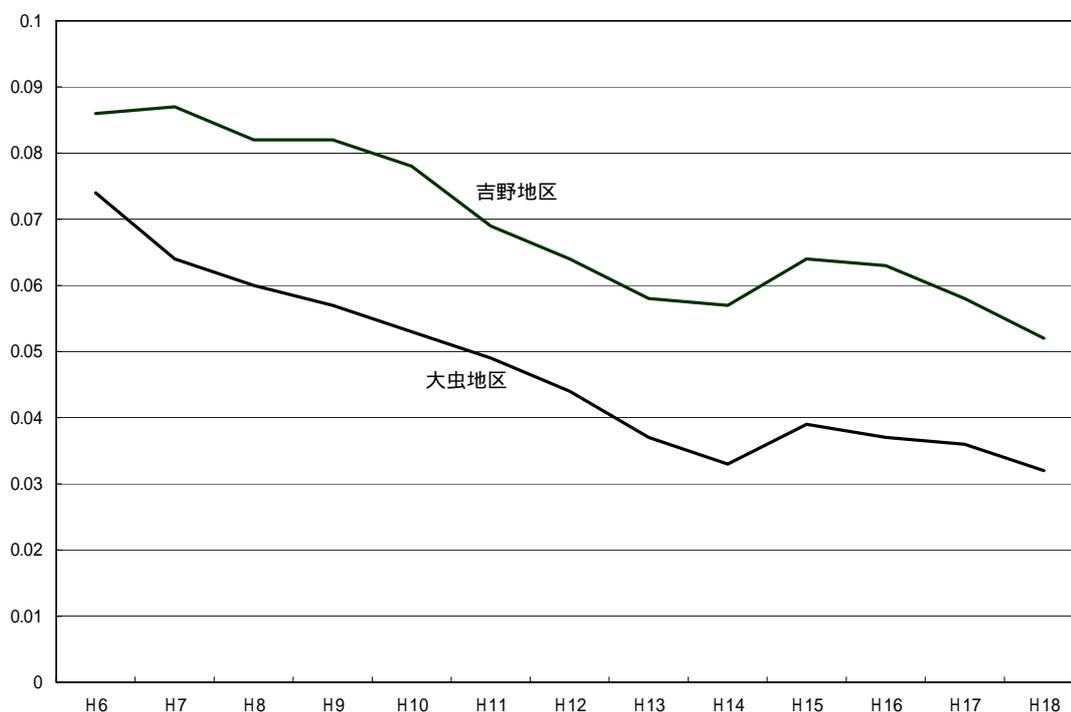
本保地区の汚染については、地下水流の解析から大虫地区の汚染の延長と推定される。なお、当地区に新たな汚染源があるかどうかについては、これまでの地下水流の解析だけでは言及できないが、当地区には大量にTCEを使用していた事業所がないことから可能性は低いと思われる。

平成3～11年 旧武生市は、大虫地区、吉野地区において、揚水によるTCEの除去事業を開始  
 なお、TCEは、揮発性が高く、水に溶けにくい 性質を有する。そこで、地下水を汲み上げて地上の空気に触れさせることにより、地下水中のTCEの濃度を減少させることができる。

地下水浄化ポンプの設置・稼動状況は、下表のとおりである。

	設置日 稼動日	設置場所	設置者	揚水能力	備考
1	H3.9	京町2丁目	民間	200t/日	廃止
2	H6.10	下太田町公園	武生市	6.6 m <sup>3</sup> /時	調査専用・休止中
3	H9.4	本保町生活改善センター前	福井県	144 m <sup>3</sup> /時	冬季道路消雪専用 4～11月のみ使用
4	H9.2	本保天保碑横	武生市	144 m <sup>3</sup> /時	
5	H11.4	吉野郵便局横	武生市	144 m <sup>3</sup> /時	

平成6年～18年 福井県による定期モニタリング分析結果、以下のグラフのとおり、大虫地区及び吉野地区の地下水中のTCEの濃度は、逡減している。



(注) 数値は最高濃度井戸での過去2年間の平均濃度

平成19年 4月 地下水浄化ポンプ水位計の修繕費(吉野郵便局横ポンプ)

23万1000円を支出

平成19年 5月 地下水浄化ポンプ流量計の修繕費(吉野郵便局横ポンプ)

94万5000円を支出

## 2 その他の調査結果

### (1) 地下水汚染による市の財産の損害

本件の地下水汚染地域の一部に市有地が存在する。

しかし、当該市有地においては地下水を利用していない。

その他、地下水汚染により、市有地の利用が妨げられるなど、市の財産における直接の損害は、発生していない。

### (2) 環境各法に基づく汚染地区の指定等

水質汚濁防止法など環境各法に基づく汚染地区の指定又は事業者に対する措置命令は、福井県知事がある権限を有しているが、これまで、越前市内において、本件に関して、その権限が行使されたことはない。

## 3 判断

### (1) 地下水浄化ポンプ修繕費の支出について

#### ア 公費支出の必要性・相当性

(ア) TCEは、発がん性があるとして、水質汚濁防止法において有害物質に指定されており、地下水における基準値を超えるTCEの存在は、市民の健康等に重大な悪影響を及ぼす

おそれがある。

他方、汚染源とされる特定企業は、福井県の調査によっても、唯一の汚染源と断定されたわけではないことなどから、当該事業所の敷地外においては、自発的なTCEの除去事業を実施していなかった。

そこで、TCEによる地下水汚染に係る支障の迅速な防止の必要上、市において、TCEの除去事業を実施すべき必要性が認められる。

(イ) そして、TCEの除去法としては、揚水による除去が科学的に有効であると認められる。

実際に、本格的に揚水事業を開始した平成6年以降、TCEの濃度が逡減しており、揚水事業が一定の効果を挙げたものと評価できる。

もっとも、平成18年の定期調査でも、すべての観測地点において、環境基準0.03mg/lを下回るまでには至っていないので、今後、当分の間、揚水事業を継続する必要がある。

(ウ) なお、環境基本法第37条は、「公害又は自然環境の保全上の支障を防止するために国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者により実施されることが公害等に係る支障の迅速な防止の必要性、事業の規模その他の事情を勘案して必要かつ適切であると認められる事業が公的事業体により実施される」と規定し、地方公共団体において、公害防止事業を実施することを認めている。

さらに、越前市環境基本条例第18条も、「市は、良好な環境の保全と創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする」と規定し、市が公害防止事業に財政発動することを認めている。

## イ 原因者負担

(ア) 原因者負担の原則

他方、環境基本法第37条は、「国及び地方公共団体は、(中略)その事業の必要を生じさせた者の活動により生ずる公害等に係る支障の程度及びその活動がその公害等に係る支障の原因となると認められる程度を勘案してその事業の必要を生じさせた者にその事業の実施に要する費用を負担させることが適当であると認められるものについて、その事業の必要を生じさせた者にその事業の必要を生じさせた限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずる」と、原因者負担の原則を規定する。

また、越前市環境基本条例第5条第1項も、「事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずる、ばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。」と規定する。

しかし、本件の地下水浄化ポンプの管理費は、原因者負担の原則に拠ることなく支出されていることから、この点が違法又は不当となるかを検討する。

(イ) 水質汚染防止法

地下水汚染に関する原因者負担の原則は、水質汚濁防止法第14条の3に規定されている。

すなわち、都道府県知事は、特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場の設置者に対し、相当の期間を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。

しかし、福井県は、当該特定事業場がTCEによる地下水汚染の汚染源の一つであることを認めながら、当該特定事業場を運営する企業に対し、水質汚濁防止法第14条の3の措置命令を発していない。

その理由は、当該特定事業場が、唯一の汚染源であると断定できないことにあると考えられる。

いずれにしても、福井県が措置命令を発しない以上、市において、水質汚濁防止法を根拠として、地下水浄化ポンプの管理費を特定企業に請求できないことはやむを得ない。

なお、福井県は、本件に関して、土壌汚染対策法第7条第1項の措置命令も発しておらず、同法は、市が地下水浄化ポンプの管理費を特定企業に請求する根拠とはならない。

#### (ウ) 公害防止事業事業者負担法

次に、市が、本件の地下水浄化ポンプの管理を、公害防止事業事業者負担法に基づく公害防止事業として実施しなかったことが、違法又は不当であったかを検討する。

公害防止事業事業者負担法第2条及び同法施行令第1条は、同法が適用される公害防止事業の範囲を規定し、当該公害防止事業については、地方公共団体が、原因者である事業者に対し、その費用の全部又は一部を請求できる。

しかし、本件の揚水による地下水の浄化事業は、公害防止事業事業者負担法第2条及び同法施行令第1条のいずれにも該当しないと考えられる。

したがって、市が、公害防止事業事業者負担法を適用して、本件の地下水浄化ポンプの管理費を特定企業に請求することは困難である。

#### (I) その他

本件のような地下水汚染に関する原因者負担の原則は、立法的な解決が図られるべきであるが、そのような立法措置(法律又は条令の制定)は、地方自治法第242条第1項の財務会計上の行為又は怠る事実には該当せず、住民監査請求の対象とならない。

#### ウ まとめ

以上により、本件の地下水浄化ポンプ管理費(修繕費)の支出は、適正かつ妥当なものであると認められる。

#### (2) 特定企業に対する請求について

##### ア 特定企業に対する損害賠償請求

まず、市が、特定企業に対する損害賠償請求権を有しながら、その行使を違法又は不当に怠っているか否かを検討する。

市が、特定企業に対する損害賠償請求権を有するためには、特定企業が故意又は過

失によりTCEを地下水に浸透させたこと、TCEによる地下水汚染により市が損害を被ったこと、特定企業によるTECの地下水浸透と市の損害に因果関係が認められること、である。

本件の地下水汚染地域の一部に市有地が存在するが、当該市有地においては地下水を利用しておらず、地下水汚染により、市有地の利用が妨げられるなど、市の財産における直接の損害は発生していない。

なお、市が、地下水汚染防止のため揚水による地下水の浄化事業を実施したことは、公害防止の目的のため、その行政裁量により特別の支出措置を講じたにすぎず、その費用を市の損害と評価することはできない。

したがって、市が、特定企業に対し、損害賠償請求権の行使を違法又は不当に怠っている事実は認められない。

#### イ 原因者負担

市が、原因者負担の原則に基づき、地方自治法第224条の分担金として、地下水浄化ポンプの管理費(修繕費)を特定企業に賦課することを、違法又は不当に怠っているか否かを検討する。

市において、地下水浄化ポンプの管理費(修繕費)を特定企業に賦課できる根拠としては、公害防止事業事業者負担法が考えられる。

しかし、前記(1)イ(ウ)において述べたとおり、市において、公害防止事業事業者負担法に基づき、本件の地下水浄化ポンプの管理費を特定企業に賦課することは困難である。

したがって、市が、特定企業に対し、分担金の賦課を違法又は不当に怠っている事実は認められない。

#### ウ まとめ

以上により、市が、本件の地下水浄化ポンプ管理費(修繕費)を特定企業に請求することを、違法又は不当に怠っている事実は認められない。

#### (3) 地下水汚染の原因者の特定のための調査について

市が、地下水汚染の原因者の特定のため調査を実施することは、地方自治法第242条第1項の財務会計上の行為又は怠る事実に該当せず、住民監査請求の対象とならない。

#### (4) まとめ及び補足意見

以上により、本件の住民監査請求は、いずれも理由がないと認められたものである。

なお、市は、特定企業が汚染源の一つとされていることに鑑み、今後、特定企業を含めた関係各所と協議するなど原因者負担の在り方について検討されたい。

また、地下水汚染による地元住民の健康への悪影響及び地元農作物に対する風評被害を防止するため、今後とも、地下水の水質の調査と浄化を継続するとともに、市民への適切な情報提供を行うことを要望する。

以上